

いじめ防止基本方針

尼崎市立園田東中学校

1 はじめに

① 「いじめ防止対策推進法 第 1 条」

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童などの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の為の対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体などの責務を明らかにし、並びにいじめの防止等の為の対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」

② 「いじめの定義」

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍する者どうし等、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。

※2 いじめの認知は、特定の教職員のみによらず、特定教職員以外からも認知し、いじめ防止対策委員会を活用して行う。

③ 本校における、いじめ防止等のための対策内容(三本の柱)

- ・「いじめ防止基本方針」を策定し、本校のいじめの未然防止等についての基本的な考え方及び取り組みについて定める。
- ・「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校に係るいじめの未然防止、早期発見、対処等について、組織的な対応を行う。 ※「いじめ防止基本方針」の中に定める。
- ・「学校におけるいじめの防止等に関する措置」としての、いじめの未然防止、早期発見、対処等についての取組を定める。 ※「いじめ防止基本方針」の中に定める。

2. いじめ防止基本方針

① 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、そして、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であること、いじめは重大な人権侵害であるということを、生徒が十分に理解できるように対策を講じていかなければならない。

② いじめの禁止及び生徒の主体的取組

生徒は、いじめを行ってはならない。さらに、直接的にいじめに関わる事実が無くとも、はやしたてたり（観衆）、見て見ぬふりをするなどの行為（傍観者）が、いじめを助長する場合があることを周知する。

加えて、生徒自らがいじめと向き合い、いじめの防止を訴え、その解決が図れる取組の推進に努める。

③ 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所（西宮こども家庭センター）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けている、またはその疑いがあると考えられるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。この責務を果たすために、いじめ防止対策委員会を設置し、定期的及び必要に応じた研修と情報交換、対処等に係る協議を行う。

④ 学校におけるいじめの未然防止と早期発見

学校は、いじめの防止に向けて生徒の豊かな心を育てるために、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、さまざまなかかわりを深める体験活動の充実を図る。

○具体的対策（学校生活）

- ・道徳の時間を要として、教育活動全てを通じて、いじめ防止に取り組む。
- ・定期的な教育相談週間を設けるとともに、必要に応じてアンケート等を実施・活用し、

いじめの実態把握に努める。

- ・教職員間のいじめに関する情報共有と協働を図り、「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な取組を推進する。
- ・教職員のカウンセリングマインドや生徒指導能力などに係る教員の資質向上を行うとともに、SC等の専門家との連携強化を図る。
- ・体験活動の充実を図るため、ボランティア活動や生徒会活動の活性化、自治能力の向上、トライやるウィーク等を推進する。加えて、いじめ防止の啓発活動などを行う。
- ・教職員は日頃から生徒への声掛け、見守り・観察を通して信頼関係を構築し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。(生徒との信頼関係)
- ・家庭訪問等を通じて、日頃より保護者との連携を図る。(保護者との信頼関係)
- ・インターネット等の正しい活用法などを理解させるため、情報モラル教育を充実させるとともに、警察等との関係機関とも連携した講演会などを通して、効果的な対処についての学習を推進する。

○具体的対策（保護者、地域との連携）

- ・中学校区健全育成協議会や地域の各協議会との連携を図るとともに（情報交換と協働）、オープンスクールの実施、地域活動への積極的参加を推進する。（関係強化）
- ・生徒の主体的活動を推進するため、生徒会活動や部活動、各行事等において、保護者や地域等の参加を促し、連携・協働した取組を図る。
- ・いじめ防止の啓発活動を推進するため、教育講演会の実施、ホームページや学校だより、学年だより、PTA広報誌などによる情報発信を行う。
- ・スマートフォンや携帯電話を管理する保護者によるフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり、生徒が発信・受容する情報の管理及び必要に応じた学校との情報共有に理解を求める。

○いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策委員会）

- ・組織編成は、校長、教頭、生徒指導担当、不登校担当、学年主任、養護教諭、SC、各学年生徒指導担当、必要に応じてSSWやCW、保健士が加わる。
- ・この組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたり、中核としての役割を担う。
- ・この組織は、学校が取り組んだいじめ問題について、学校評価や各種調査を活用し、PDCAサイクルで検証を行う。
- ・月例、週例の定期的な会議を開き、いじめの未然防止、早期発見、いじめ発生時の対処等の中核としての役割を担う。

3 いじめに対する対処(措置)

- ・生徒や保護者・地域等からいじめの通報を受けたとき、または、その疑いがあると考えられるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ・いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処する。在籍する生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。
- ・いじめの重大事態については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「尼崎市いじめ防止基本方針」等に基づき適切に対応する。
- ・いじめ防止対策委員会が中核となり取組を推進する。
- ・いじめは、謝罪が終われば解消したというわけではなく、再発することが十分にあり得ることを踏まえ、日常的に経過観察・見守りを行う。

(取組の具体例)

①相談経路

- ・日常の生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることに努める。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備する。また、必要に応じてアンケートを実施する。
- ・保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡し、保護者との信頼関係の構築に努める。
- ・国、県、市町及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図る。

②教職員の指導体制

- ・いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。

- ・特定の教職員だけで抱え込まず、いじめ防止対策委員会へ報告し、組織的に対応する。
- ・いじめの再発を防止するため、謝罪が終われば解消したというわけではなく、再発することが十分にあり得ることを踏まえ、日常的に経過観察・見守りを行う。

③いじめに係る生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、事実確認とともに心配や不安を取り除く。
- ・いじめられた生徒に、最後まで守り抜くことや学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・いじめられた生徒及びいじめた生徒の背景を丁寧にアセスメントし、それぞれの成長支援の視点を持ち、取り組みを図る。

④保護者対応

○いじめられた生徒の保護者に対して

- ・家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の気持ちに寄り添い、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組む。
- ・家庭で子どもの変化に気づいた場合、どんな些細なことでも学校に相談するよう伝える。

○いじめた生徒の保護者に対して

- ・事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

⑤関係機関との連携

- ・いじめがあった場合には、速やかに教育委員会に報告して対応を協議する。事案の実態に沿って警察、福祉事務所、病院等の関係機関と連携をはかる。

